

解雇予告除外認定

Q、業務時間中に従業員の1人が、他の従業員に対し侮辱的な内容を大声で怒鳴り続け、たうえに暴行を加え、全治1週間のケガを負わせてしまいました。

解雇予告手当を支払わずに即時解雇は可能でしょうか。

A、通常、従業員を解雇する場合には少なくとも30日前までに解雇予告を行います。

また、予告せずに解雇する場合は平均賃金の30日分以上の解雇予告手当を支払います。

ただし、天災事変その他やむを得ない事由のために事業の継続が不可能な場合、または、労働者の責に帰すべき事由に基づいて解雇する場合、労働基準監督署長の認定を受けた場合には、解雇予告なく、かつ解雇予告手当を支払わずに即時解雇することができます。これを「解雇予告除外認定」と言います。

解雇予告除外認定には事前の申請が必要です。

解雇予告除外認定申請書には次の①～④の書類を添付し、対象従業員が所属する事業所の所在地を管轄する労働基準監督署に提出します。

①対象従業員の労働者名簿

②申請に係る「労働者の責に帰すべき事由」が明確となる疎明資料(事由の経緯について時系列に取りまとめた資料、本人の署名・押印のある自認書、顛末書など)

③就業規則(解雇・懲戒解雇等の該当部分)

④解雇通知をしている場合は、解雇予告日及び解雇日が分かる書面

申請書の提出後、労働基準監督署は会社担当者や従業員からの聞き取り調査を行い、除外認定の判断をします。結果が出るまで2週間程度かかります。

注意すべき点は、労働基準監督署はあくまで解雇予告除外事由に該当する事実の有無を確認するだけで、解雇の有効性を判断しているわけではありません。

懲戒解雇が適当かどうかを十分に検討のうえ、申請してください。